

保険医療機関における書面掲示について

令和6年度診療報酬改定に従い院内掲示内容をHPに掲載いたします。

- 保険医療機関について

当院は保険医療機関の指定を受けています。

- 医療DX推進体制整備加算について（2024年5月16日HP掲載済）

- ① 当院はオンラインでの診療報酬請求を実施しています。
- ② 当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③ 当院はオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を医師が診察室で閲覧及び活用できる体制を有しています。
- ④ 当院は令和6年5月29日より電子処方箋発行体制を整備しました。
- ⑤ 当院は国等が提供する電子カルテ情報共有サービスを利用予定です（令和7年9月30日サービス開始予定とのこと）。
- ⑥ 当院はマイナ保険証利用率向上に努めています。
- ⑦ 当院は上記の通り医療DX推進の体制を整備し、さらに質の高い診療を実施するための十分な情報を取得及び活用して診療を行います。

- 明細書発行体制加算について

当院は療養担当規則に則り明細書を無償で交付しています。また、自己負担のある患者さんには診療報酬明細書、領収書を交付しています。尚、明細書の発行を希望しない患者さんは、会計の際にお申し出ください。

- 一般名処方加算について

当院では限られた医療財源の適正給付の観点から、国の指導に沿って長期収載品（いわゆる先発品）と同等の効果を有す後発医薬品（いわゆるジェネリック医薬品）があるお薬については一般名処方（有効成分の名称で処方すること）を原則としています。長期収載品を希望される場合は医師に伝えください。尚、患者さんのご希望で長期収載品を処方した場合は選定療養費負担が発生しますので了承ください。

- 機能強化加算について

当院は「かかりつけ医」として次のような取り組みを行っています。

- ① 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ② 介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- ③ 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。
- ④ 日本医師会かかりつけ医機能研修制度応用研修会を修了しています。

- 外来感染対策向上加算について

- ① 当院では、患者さんはじめ、ご家族、当院職員、その他の来院された方を感染症から守るため感染防止対策に取り組みます。感染防止のためご不便をおかけすることがあるかと存じますがご協力をお願いいたします。
- ② 当院外来においては、受診歴の有無にかかわらず感染症（感冒、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、感染性胃腸炎、尿路感染症、胆道感染症など）を疑う方の外来診療を行います。
- ③ 外来での感染対策として、発熱などの症状があり感染症の疑われる場合、医師の判断で一般診療の方と導線を分けて診療いたします。
- ④ 当院では毎月感染対策員会開催し、感染対策委員長（院長）を中心に医院全体で感染対策に取り組んでいます。
- ⑤ 感染対策の新たな知識の習得やスキルアップ目的に、研修会を定期的に実施しています。
- ⑥ 抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」などに則り、適正に使用します。
- ⑦ 当院は飯塚市医師会や地域基幹病院と連携し感染対策の向上に努めています。

- 時間外対応加算 1 について

診療時間外の患者さんやご家族からの診療等に関するお問い合わせに対し、当院では医師または看護師などが常時対応できる体制を整えております（連絡先電話番号：0948-57-0355）。

- 下肢創傷処置管理料について

当院では下肢創傷処置に関する専門の知識を有し外科医として下肢潰瘍に対する治療経験を有する医師が計画的な医学管理を継続的に行います。

- 在宅支援診療所 3、在宅医学総合管理料、在宅療養実績加算 1 について

当院は在宅（施設を含む）で療養する患者さんに対し、緊急時の連絡体制及び 24 時間往診ができる体制等を確保している一般の在宅療養支援診療所です。国が規定する在宅往診や在宅看取りの実績を有します。必要時は在宅療養計画書に基づき月 2 回以上の訪問診療で医学管理いたします（特養入所者はがん末期の方のみ）。

- がん患者指導管理料

乳腺外来に於いて、乳がんと診断をされた患者さんに対し専門医より治療に必要な遺伝子検査について文書により説明いたします。

- 外来・在宅ベースアップ評価料について

現在の物価の高騰を受け、医療機関でも医療関係職種に対する賃金改善が求められています。当院では対象職員の賃金水準を向上のため国が設けたベースアップ評価料（下記）を下記の通り算定致します。

初診料：6 点 再診料：2 点

在宅患者訪問診療料（同一建物居住者以外）：28 点

在宅患者訪問診療料（同一建物居住者）：7 点

- 保険診療と直接関係のないサービスの提供について

厚労省通知に基づき、保険診療と直接関係のないサービス提供については、別に示す“保険以外実費徴収させていただくもの”（2025 年 6 月 1 日現在、今後変更となる可能性あり）に記載の通りの料金がかかります。これらのサービス提供をご希望の際には来院時受付にて申込書（兼同意

書)の記載をお願いしております。また事前予約可能なサービスもありますので、ご不明な点はお電話にてお問い合わせください。

2025 年 6 月 1 日 吉原医院 院長